

医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器の名称について

愛称について使用できないもの

1 医薬品 【医薬品製造販売指針2005 P. 394 (じほう社刊)】

- ① 虚偽及び誇大と思われる名称
(例: ネオ強力総合〇〇〇、天下一〇〇〇、特効〇〇〇、総合〇〇〇百万弗、
強力〇〇〇、高級〇〇〇、活性〇〇〇 等)
- ② 一般的名称の一部を使用した名称
(例: マレイン酸錠<成分: dl-マレイン酸クロルフェニラミン>、
チアミン錠<成分: 塩酸チアミン>、〇〇〇シリン<成分: アスピリン>)
- ③ 2つ以上の有効成分を含有する製剤で、特定の成分のみの製剤と誤解される
ような販売名
- ④ 有効成分の含量が正しく表されていない名称
- ⑤ 適応症、効能・効果をそのまま表すような名称、分類的名称
- ⑥ 特定の効能・効果のみを強調した名称等
- ⑦ 医薬品の名称として品位に欠け誇大に過ぎる等の名称
- ⑧ 剤型等と異なる名称等
(例: 注射薬でないのに「××注射薬」とすること。特に「プラスター」、「パスタ」、
「ピル」といった場合は注意すること)
- ⑨ 日本薬局方の名称及び日本薬局方の名称に類似する名称
- ⑩ 既承認品目と同一の販売名
- ⑪ 通称的名称を使用した販売名
- ⑫ 医薬品以外のものと誤解されるおそれのある名称
- ⑬ 他社が商標権を有することが明白な名称
- ⑭ アルファベットを組み合わせた販売名
- ⑮ まぎらわしい記号を含む名称
- ⑯ 外来語としての意味を有する名称
(例: ビタミン錠「スーパーhealth 錠」、〇〇Beauty 目薬、DOCTOR△△、××STRONG)
- ⑰ その他
JIS規格第1、2水準にない文字等の使用はできる限り避けること

2 医薬部外品 【化粧品・医薬部外品製造販売ガイドブック2006 P. 85 (薬事日報社刊)】

- ① 既存の医薬品及び化粧品の販売名と同一の名称
- ② 虚偽又は誇大な名称あるいは誤解を招くおそれのある名称
(例: ウルトラ、スーパー 等)
- ③ 配合されている成分のうち特定の成分を標ぼうする名称
(例: シルク成分が配合される製品にあっては、「・・・シルク」等)
- ④ 製品の特定が困難な一般的名称のみを用いた名称

- ⑤ 他社が商標権を有していることが明らかな名称
- ⑥ ローマ字のみの販売名
- ⑦ アルファベット、数字、記号はできるだけ少なくすること
- ⑧ 剤型と異なる名称
- ⑨ 特定の効能・効果を用いた名称
(例: ニキビ防止クリーム)
- ⑩ 認められていない効能を販売名中に用いた名称
- ⑪ 安全性を強調
- ⑫ 他社製品のひぼう等

3 化粧品 【化粧品・医薬部外品製造販売ガイドブック2006 P. 179 (薬事日報社刊)】

- ① 異なった処方の製品と同一の販売名
- ② 虚偽・誇大あるいは誤解を招くおそれのある販売名
- ③ 配合されている成分のうち、特定の成分名称を用いた販売名
- ④ 特定成分の配合成分を標ぼうする販売名
- ⑤ 剤型と異なる販売名
- ⑥ 他社が商標権を有することが明白な販売名
- ⑦ 既存の医薬品及び医薬部外品と同一の販売名
- ⑧ 化粧品の表示に関する公正競争規約に抵触する販売名
- ⑨ ローマ字のみの販売名
(アルファベット、数字、記号はできるだけ少なくすること)
- ⑩ 医薬品又は医薬部外品とまぎらわしい販売名

4 医療機器 【医療用具製造申請の手引 第10版 P. 31 (薬事日報社刊)】

- ① 虚偽又は誇大と思われる名称
- ② 医療機器の名称として品位に欠ける名称
- ③ 既承認品目の販売名と同一の販売名
- ④ 他社が商標権を有することが明白な名称
- ⑤ ローマ字又は英数字のみを組み合わせた販売名
- ⑥ 医療機器以外のものと誤解されるおそれのある名称
- ⑦ 平成7年11月1日薬発第1008号薬務局長通知「医療用具の一般的な名称と分類について」の別添に定められている名称と同じ販売名であって、その分類項目が当該医療機器と異なるもの